

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

### 取得費が不明な土地の取得費計算は？

Q: 先祖伝来の土地をこの度売却しました。古くて元の取得費はわかりませんが、3年前に土盛りをしたので、その金額ははっきりしています。譲渡金額の5%と土盛りの金額の合計を取得費として譲渡所得の計算をしてもよいですか。

A: 長く所有していた土地や建物を売却した場合、元の取得費がわからないということがよく起こります。

元の取得費がわからなければ譲渡所得の計算ができないので、譲渡代金の5%を取得費として、譲渡所得の計算をすることがみとめられています。

では、土盛りなどの費用はわかっているものの、元の土地の取得費はわからないというご質問のケースでは、土盛りの費用と譲渡代金の5%を合わせて取得費にすることはできません。

ですので、土盛りの費用と、譲渡代金の5%のいずれか多い方を選んで取得費とすることになります。

